

令和8年度 函南町国民健康保険税試算シート

<注意事項> 試算結果はあくまでも概算です。実際の賦課決定額とは異なる場合があります。軽減制度等は考慮していません。年度途中に加入者の人数や所得が変更になる場合等、正しい税額が試算できないことがあります。

<計算方法> 国民健康保険税は、国民健康保険の加入者全員分を世帯ごとに計算します。

均等割

- 40歳～64歳の加入者数 \_\_\_\_\_人 × 52,150円 = \_\_\_\_\_円 ア
- 18歳（高校生年代を除く）～39歳、および65歳～74歳の加入者数 \_\_\_\_\_人 × 35,150円 = \_\_\_\_\_円 イ
- 小学生～高校生年代の加入者数 \_\_\_\_\_人 × 33,000円 = \_\_\_\_\_円 ウ
- 未就学児 \_\_\_\_\_人 × 16,500円 = \_\_\_\_\_円 エ

ア + イ + ウ + エ = \_\_\_\_\_円 ㉠

所得割

- 40歳～64歳の加入者
- 1人目 所得 \_\_\_\_\_円 - 430,000円 = \_\_\_\_\_円 ①
- 2人目 所得 \_\_\_\_\_円 - 430,000円 = \_\_\_\_\_円 ②
- ① + ② = \_\_\_\_\_円 ③
- ③ × 12.15% = \_\_\_\_\_円 ④

- 18歳（高校生年代を除く）～39歳、および65歳～74歳の加入者
- 1人目 所得 \_\_\_\_\_円 - 430,000円 = \_\_\_\_\_円 ⑤
- 2人目 所得 \_\_\_\_\_円 - 430,000円 = \_\_\_\_\_円 ⑥
- ⑤ + ⑥ = \_\_\_\_\_円 ⑦
- ⑦ × 9.95% = \_\_\_\_\_円 ⑧

④ + ⑧ = \_\_\_\_\_円 ㉡

平等割

= \_\_\_\_\_円 ㉢

1年間の保険税額 ㉠ + ㉡ + 32,000円 = \_\_\_\_\_円/年

※100円以下の端数は切り捨てます。

1年間 円 ÷ 12か月 = \_\_\_\_\_円/月  
1か月 円 × \_\_\_\_\_か月 = \_\_\_\_\_円

※1年間の保険税額を8期に分けて納めていただきます。（年度途中で加入する場合は、加入するタイミングによって支払回数異なります。）

- 均等割 …1人あたりかかる金額  
医療分 23,000円  
支援金分 10,000円  
介護分 17,000円（40歳～64歳の人のみ）  
※子ども分 2,150円（うち150円は18歳以上均等割）
- 所得割 …前年の所得に対してかかる金額  
医療分 所得-430,000円×7.00%  
支援金分 所得-430,000円×2.65%  
介護分 所得-430,000円×2.20%（40歳～64歳の人のみ）  
※子ども分 所得-430,000円×0.30%
- 平等割 …1世帯あたりにかかる金額  
医療分 25,000円  
支援金分 7,000円

世帯所得が一定以下の場合、均等割と平等割について、2割・5割・7割いずれかの軽減が適用になる場合があります。

※子ども分とはR8年度4月1日より施行される子ども子育て支援金制度のことです。

<所得の見方>

令和7年分 給与所得の源泉徴収票

住所 函南町平井717番地の13  
氏名 カナミ タロウ  
氏名 函南 太郎

給与・賞与	3,000,000	2,020,000	830,000	50,700
社会保険料等の金額	350,000			

給与の場合はここです！

令和7年分の所得等及源泉徴収税額の確定申告書 FA2203

所得等 3,000,000  
所得等 2,020,000  
所得等 2,020,000

確定申告の場合はここです！

※分離課税所得がある場合は、第三表（分離課税用）の所得金額も合算してください。

\*公的年金所得がある方は、裏面をご覧ください

## <公的年金の収入を所得に直す計算方法>

年金の場合は  
まずこの収入金  
額を確認してくだ

令和7年分 公的年金等の源泉徴収票

住所又は原籍 函南町平井717番地の13

支払を受ける者 (フリガナ) 氏名 函南 太郎 生年月日

区分

支払金額 \*\*1,500,000円

所得税法第20条の3第1号、第4号適用分 \*\*\*\*\*0円

所得税法第20条の3第2号、第5号適用分 \*\*\*\*\*0円

所得税法第20条の3第3号、第6号適用分 \*\*\*\*\*0円

所得税法第20条の3第7号適用分 \*\*\*\*\*0円

支払者 法人番号 6000012070001  
東京都千代田区霞が関1丁目2番2号  
官署支出官 厚生労働省年金局 事業企画課長 印 10mm

65歳以上

65歳未満

### 65歳以上の人

		公的年金以外の合計所得が		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
公的年金の 収入金額が	330万円未満	年金収入-110万円	年金収入-100万円	年金収入-90万円
	330万円以上 410万円未満	年金収入×0.75-27万5,000円	年金収入×0.75-17万5,000円	年金収入×0.75-7万5,000円
	410万円以上 770万円未満	年金収入×0.85-68万5,000円	年金収入×0.85-58万5,000円	年金収入×0.85-48万5,000円
	770万円以上 1,000万円未満	年金収入×0.95-145万5,000円	年金収入×0.95-135万5,000円	年金収入×0.95-125万5,000円
	1,000万円以上	年金収入-195万5,000円	年金収入-185万5,000円	年金収入-175万5,000円

### 65歳未満の人

		公的年金以外の合計所得が		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
公的年金の 収入金額が	130万円未満	年金収入-60万円	年金収入-50万円	年金収入-40万円
	130万円以上 410万円未満	年金収入×0.75-27万5,000円	年金収入×0.75-17万5,000円	年金収入×0.75-7万5,000円
	410万円以上 770万円未満	年金収入×0.85-68万5,000円	年金収入×0.85-58万5,000円	年金収入×0.85-48万5,000円
	770万円以上 1,000万円未満	年金収入×0.95-145万5,000円	年金収入×0.95-135万5,000円	年金収入×0.95-125万5,000円
	1,000万円以上	年金収入-195万5,000円	年金収入-185万5,000円	年金収入-175万5,000円

- 年金収入を右の計算式に当てはめて、所得を計算してください。
- 公的年金を複数受給している場合は、すべての公的年金の収入金額を合計した上で、右の計算式に当てはめて計算してください。
- 遺族年金、障害年金は計算に含めません。